

I 第 56 号議案

神戸市水道条例の一部を改正する条例の概要

1. 指定給水装置工事事業者制度の指定に係る更新制の導入に伴う指定・更新手数料の設定

(1) 趣旨

平成 30 年 12 月の水道法改正に伴い、指定給水装置工事事業者の指定について、5 年ごとの更新制が導入された。(令和元年 10 月 1 日施行。)

これに伴い、水道局において発生する新たな業務について、地方自治法第 227 条に定める「特定の者のために行う事務」の対価として、指定給水装置工事事業者の新規指定及び指定の更新に係る手数料を徴収することとした。

(参考) 地方自治法第 227 条

普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

(2) 改正の内容

指定給水装置工事事業者の新規指定及び指定の更新に係る手数料は、いずれも 1 件につき 15,000 円とする。

(3) 施行日 (予定)

令和元年 10 月 1 日

(4) 経過措置及び今後の手続き

改正水道法の施行日以前に指定を受けている指定給水装置工事事業者の指定の有効期間は、「水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」に基づき、下表のとおりとする。

| 指定を受けた日 | 指定の有効期間 |
|---------------------------------------|-----------------|
| 平成 10 年 4 月 1 日から平成 11 年 3 月 31 日までの間 | 令和 2 年 9 月 29 日 |
| 平成 11 年 4 月 1 日から平成 15 年 3 月 31 日までの間 | 令和 3 年 9 月 29 日 |
| 平成 15 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの間 | 令和 4 年 9 月 29 日 |
| 平成 19 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間 | 令和 5 年 9 月 29 日 |
| 平成 25 年 4 月 1 日から令和元年 9 月 30 日までの間 | 令和 6 年 9 月 29 日 |

上記の有効期間に応じて、該当する事業者へ順次、更新の案内を行うとともに、更新手続きの受付を行うこととする。

第 56 号議案

神戸市水道条例の一部を改正する条例の件
神戸市水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 6 月 19 日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市水道条例の一部を改正する条例
神戸市水道条例（昭和 39 年 3 月条例第 46 号）の一部を次のように改正する。
第 20 条第 1 項に次の 2 号を加える。

- (4) 法第 16 条の 2 第 1 項の指定をするとき。 1 件につき 15,000 円
- (5) 法第 25 条の 3 の 2 第 1 項の指定の更新をするとき。 1 件につき 15,000 円

第 20 条第 2 項中「前項」の次に「第 1 号から第 3 号まで」を加え、同条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 第 1 項第 4 号及び第 5 号の手数料は、指定又は指定の更新の際、これを徴収する。

附 則

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

理 由

水道法の改正による指定給水装置工事事業者の更新制導入に伴い、指定及び更新に係る手数料を設けるに当たり、条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市水道条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(手数料)

第 20 条 手数料は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を、申込者から徴収する。この場合において、設計若しくは審査又は検査を行うに当たり、特別の費用を要するときは、その実費相当額を加算する。

(1)～(3) 略

2 前項 _____ の手数料は、申込みの際、これを徴収する。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、申込みの後、徴収することができる。

3 略

(4) 法第 16 条の 2 第 1 項の指定をするとき。 1 件につき 15,000 円

(5) 法第 25 条の 3 の 2 第 1 項の指定の更新をするとき。 1 件につき 15,000 円

第 1 号から第 3 号まで

3 第 1 項第 4 号及び第 5 号の手料は、指定又は指定の更新の際、これを徴収する。

4